

一般社団法人 宮城県理学療法士会 定款

一般社団法人宮城県理学療法士会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人宮城県理学療法士会 と称する。

(主たる事務所等)

第2条 この法人は、主たる事務所を仙台市に置く。

- 2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、理学療法士の人格、倫理及び学術技能を研鑽し、宮城県の理学療法の普及向上を図り、以って宮城県民の医療・保健・福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 理学療法における学術及び科学技術の振興に資する事業
- (2) 障害者の支援を目的とする事業
- (3) 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- (4) 公衆衛生の向上に寄与する事業
- (5) 勤労者の福祉の向上を目的とする事業
- (6) 宮城県民の健康の増進並びに障害及び疾病の予防に資する事業
- (7) 男女共同参画社会の形成を目的とする事業
- (8) 国際協力及び貢献に資する事業
- (9) 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- (10) 教育機関に協力し、健康並びに教育の向上に資する事業
- (11) 理学療法士の社会的地位の向上と相互福祉に関する事業
- (12) 理学療法に関する刊行物の発行及び調査研究事業
- (13) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団

法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 宮城県内に勤務又は居住し、理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137）第3条の規定による理学療法士の免許を有する者で、この法人の目的に賛同し、理事会において承認された者
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 この法人に多大の功績があった者で、理事会の推薦を受け、社員総会の承認を得た者

（入会）

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

（入会金及び会費）

第7条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

（任意退会）

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。但し公益社団法人日本理学療法士協会懲戒規程第13条で規定する対象に該当する会員については適用しない。

（除名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第29条第2項に定める社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。ただし、その会員に対し、社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

（会員の処分）

第10条 会長は、次に掲げる事由に該当する会員に対して、必要な処分を行うことができる。ただし、その会員に対し、理事会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法又はこれに基づく命令、規則に違反したとき
- (2) 理学療法士たるにふさわしくない重大な非行があったとき

- (3) この定款その他の規則に違反したとき
- 2 会長は、前項の処分を行うときは、理事会の議決を経なければならない。

(会員の処分の種類)

第11条 会員に対する処分は、次のとおりとする。

- (1) 訓告
- (2) 1年以内の会員の権利の停止
- 2 前項(2)の規定により停止すべき会員の権利は、次のとおりとする。
 - (1) 本会役員等の選挙及び被選挙の権利
 - (2) 本会の会議及び研修会等に出席する権利
 - (3) 本会の事務所、施設等を使用する権利
 - (4) 本会から文書の送付を受け、図書、物品等の頒布を受ける権利

(会員資格の喪失)

第12条 第8条及び第9条の場合のほか、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が1年以上されなかったとき
- (2) 正会員全員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、団体においては解散したとき
- (4) 正会員及び名誉会員において、理学療法士の免許を取り消されたとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が第8条、第9条及び第12条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金は、これを返還しない。

第4章 役員等

(役員の設定等)

第14条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 13名以上17名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、4名以内を副会長とする。
- 3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長及びその他の理事をもつ

て業務執行理事とする。

(選任等)

第15条 役員は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長は、別に定める決議によって理事の中から選定する。
- 3 副会長は、会長が指名し、理事会の承認を得る。
- 4 理事及び監事の選任を行うために必要な役員選挙規程は、社員総会の決議により、別に定める。

(理事の職務・権限)

第16条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、業務を統括する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
- 4 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務・権限)

第17条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第18条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補充又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現在者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第19条 役員に、ふさわしくない行為があったときは、社員総会の決議によって解任する

ことができる。

(報酬等)

第20条 役員は無報酬とする。

(顧問及び相談役)

第21条 この法人に、若干名の顧問及び相談役をおくことができる。

2 顧問及び相談役の取り扱いについては、これを別に定める。

第5章 社員総会

(種類)

第22条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第23条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第24条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 各事業年度の事業報告及び決算報告
- (5) 各事業年度の事業計画及び予算
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 理事会において社員総会に付議した事項
- (9) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第25条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3カ月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求があったとき

(招集)

第26条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第2号の場合には請求の日から6週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。
- 3 社員総会を招集するには、会議の目的たる事項及びその内容、日時並びに場所を示して、開会の日々の2週間前までに書面をもって通知しなければならない。

(議長)

第27条 社員総会の議長は、当該社員総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 社員総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(決議)

第29条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、正会員として議決に加わる権利を有しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項

(議決権等)

第30条 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正社員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の委任をした正会員は、社員総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第31条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長、会長及び出席した正会員から選出した議事録署名人2名の4名は、前項の議

事録に記名押印する。

第6章 理事会

(構成)

第32条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の庶務の執行の監督
- (5) 会長の選定及び解職並びに副会長の承認及び解職

(開催)

第34条 理事会は、必要なとき随時開催する。

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、第16条3項で定めた副会長が理事会を招集する。

(議長)

第36条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、出席理事の過半数をもって行う。可否同数の場合は議長の決するところによる。

2 即時性と双方向性が確保されたテレビ会議システムなどを利用した理事会への参加においては、出席とみなし決議に参加することができる。

(決議の省略)

第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意

の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(監事の出席義務)

第40条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

第7章 財産及び会計

(財産の構成)

第41条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄附金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生じる収入
- (5) その他の収入

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(財産の管理)

第43条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、会長が理事会の議決により別に定める。

(経費の支弁)

第44条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第45条 この法人の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、その事業年度開始前に理事会の議決を経て、社員総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入し、又は支出

することができる。

3 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会において承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書
- (4) 附属明細書

(会計原則)

第47条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

(余剰金の処分制限)

第48条 この法人は、会員その他の者に対し、剰余金の分配をすることはできない。

2 会員に剰余金の分配をする社員総会の決議は無効とする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第49条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第50条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会

(委員会)

第52条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、社員総会の決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、社員総会の決議により、別に

定める。

- 3 前2項にかかわらず、理事会が委員会の設置を必要と認めるときは、理事会の決議により、委員会を設置することができる。この場合には、設置後に開催される社員総会において、承認を得ることとする。

第10章 局

(局の設置等)

第53条 この法人の事業を推進するため及び事務を処理するために、局を設置する。

- 2 局には局長を置き、理事の中から会長が理事会の承認を得て任免する。
- 3 局の組織、構成及び運営に関し必要な事項は、社員総会の決議により、別に定める。

第11章 情報公開

(情報公開)

第54条 この法人は、公正かつ開かれた活動を推進するために、その活動状況及び運営内容、財産資料等の情報を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する事項については、理事会の決議によるものとする。

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、電子公告及び主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合には、官報に掲載する方法による。

第12章 附則

(委任)

第56条 この定款の施行について必要な事項は、この定款で別に定めたものを除いて、社員総会の決議を経て別に定める。

(法令の準拠)

第57条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。